

# あなたの暮らしのパートナー ぶぎん税務相談室



#### 確定申告書提出後の訂正について 第56回

昨年6月に私が保険料を払っていた生命保険が 満期になりました。私は保険金を受け取ったので、 パート収入と合わせて所得税の確定申告をしました。 確定申告期限の3月15日を過ぎた今になって医療 費控除と上場株式の配当の申告を忘れていたことに 気付きました。医療費控除と配当控除の適用を受け たいのですがどうしたらよいでしょうか。

今月は、申告期限内に提出した確定申告書(以 下「当初申告書」といいます。) の申告内容に 誤りがあることに気付いた場合の手続についてのお尋 ねですね。

平成31年3月号(No.230)でもご紹介していますが、 今回はもう少し詳しくご説明します。

#### 1. 申告期限前の場合

税務署では、同一人から申告期限内(所得税の場合 は3月15日まで)に申告書が2件以上提出された場 ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士

杉山 秀夫 (関東信越税理士会大宮支部) 大井賀津子 (関東信越税理士会川越支部)

合には、一番最後に提出された申告書をその人の当初 申告書として取り扱うこととされていますので、申告 期限までに申告誤りに気付いた場合には、正しい内 容に直した申告書(以下「訂正申告書」といいます。) を提出することで、先に提出した当初申告書の内容を 訂正することができます。

この訂正申告書により当初申告よりも納税額が増加 した場合(還付金が減少する場合を含みます。)は、 その差額を3月15日までに納める必要があります。

#### 2. 申告期限後の場合

申告期限後になって当初申告書又は訂正申告書の内 容に誤りがあることに気付いた場合は、次の方法で申 告誤りを訂正すことができます。

(1)税額を少なく申告していた場合

納める税金を少なく又は還付される税金を多く申告

図1 修正申告書

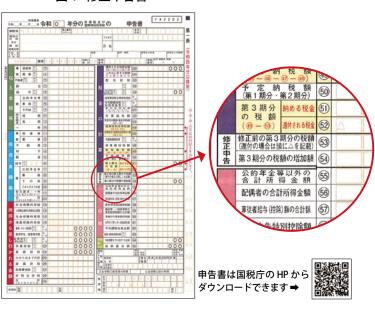


図2 更正の請求書



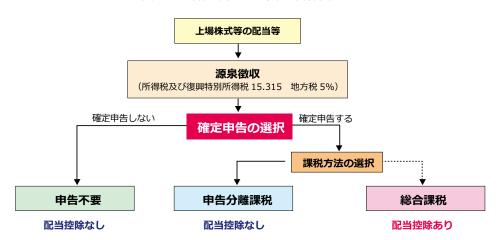
ダウンロードできます

申告書は国税庁のHPから





#### 図3 上場株式等の配当等の関係図



していた場合には、正しい内容を記載した「修正申告 書」(図1参照)を税務署に提出します。

この手続きは、当初申告書と同様の方法で作成した 修正申告書の53欄に当初申告(訂正申告を含みます。) の⑤ 欄又は⑥欄の額を転記します。次に修正申告書 の⑤欄又は⑥欄の額との⑤欄との差額を⑤欄に記入 します。

税務署から申告内容の誤りを指摘されてから修正申 告書を提出すると新たに納める税金のほかに「加算税」 という税金がかかる場合があります。また、申告期限 までに納めなくてはならなかった税金の納付も遅れる ので、申告期限の翌日から納付する日までの期間につ いて「延滞税」がかかります。

申告内容の誤りに気が付かれたら早目の修正申告を お勧めします。

## (2)税額を多く申告していた場合

納める税金を多くまたは還付される税金を少なく申 告していた場合には、「更正の請求」という手続きに より納め過ぎとなった税金の還付を税務署に求めるこ とができます。

更正の請求ができる場合は、税金を納め過ぎとなっ た原因・理由が①申告内容が所得税法等の法律の規定 に従っていないときや、②申告の計算に誤りがあった ときですので、納め過ぎとなった理由等によっては、 訂正できないこともあります。

この手続きは、原則として申告期限から5年以内に、 「更正の請求書」(図2参照)を作成して税務署に提出 します。税務署ではその記載内容を調査・検討して税 金が納め過ぎであると認めた場合は、納税者に納め過 ぎの税額等を通知し、還付します。一方、調査・検討 の結果納め過ぎ等の税金がない場合は、「更正すべき 理由がない旨」を通知します。

### 3. ご質問の場合

ご質問の場合は、税金が納め過ぎとなったのは、① 医療費控除の適用もれと②配当所得の申告もれ及び配 当控除の適用もれです。

①医療費控除については、所得税法で「支払った医 療費の合計金額が合計所得金額の5%か10万円のい ずれか少ない額をを超えた場合に、超えた額を控除す る」と規定されています。したがって更正の請求の原 因・理由となりますので、医療費控除の適用を受けら れます。

②配当所得及び配当控除については、今年の1月号 (No. 272) でもご紹介しましたように、上場株式等の 配当は、原則として配当金支払時に 20.315%の源泉 所得税が控除される源泉分離課税方式で納税は完了し ていますが、総合課税方式か申告分離課税方式を選択 して申告することもできます。(図3参照)

総合課税で配当所得を申告すれば配当控除の適用を 受けることができますが、ご質問の場合には既に提出 した申告書に配当所得及び配当控除に係る記載をしな かったので、総合課税を選択しなかったことになり、 間違った申告をしたことにはなりません。したがって 更正の請求の原因・理由にはなりませんので、配当控 除の適用を受けることはできません。

▶さらに詳しくお知りになりたい方は、武蔵野銀行の各支店の窓口、ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。